

審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和6年度第1回津市国民健康保険運営協議会
2	開催日時	令和6年8月1日（木）15時から16時30分まで
3	開催場所	大会議室C（本庁舎8階）
4	出席者の氏名	（津市国民健康保険運営協議会委員） 大倉康義、奥野幸司、草深泰幸、鈴木桂子、中西一代、奥野利幸、花井博祥、日沖明子、村阪敏規、渡部泰和、石川博之、奥田正洋、葛西豊一、河合紀子、水谷隆、小野利幸、坂口浩二 （事務局） 健康福祉部健康医療担当理事 勢力実 健康福祉部健康医療担当参事 濱田耕二 健康福祉部保険医療助成担当参事（兼）保険医療助成課長 木崎彰 保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 江角綾子 保険医療助成課保険担当主幹 神田敦史、濱村章史、 関岡宏幸 保険医療助成課保険担当副主幹 澤理恵
5	内容	(1) 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計決算（案）について (2) 令和6年度津市国民健康保険事業特別会計予算について (3) 国民健康保険事業の財政見通しについて (4) その他
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0人
8	担当	健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当 電話 059-229-3159 e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

開会

事務局	定刻になりましたので、ただ今より、令和6年度 第1回津市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。この度は本運営協議会委員に御就任いただきましたこと、また本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本日の協議会は、委員改選後最初の協議会でありまして、会長が決まっていない状況でございます。会長が決まりますまでの間、私、保険医療助成課管理・年金担当の江角が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 会議に先立ち、事務局を代表いたしまして健康福祉部健康医療担当理事の勢力より、ごあいさつを申し上げます。
担当理事	皆さま、こんにちは。健康医療担当理事の勢力でございます。 本日は何かとご多用のところ、運営協議会の会議に、委嘱後初めて、新しいメンバーでお集まりいただきました。誠にありがとうございます。 この運営協議会は、保険給付、保険料の徴収など国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行うこととされております。 健全な国保の運営に向けまして、任期は3年間ということで、3年間どうぞよろしくお願い申し上げます。 さて、本日は、お手元の事項書のとおり、まず、運営協議会の執行体制をお決めいただき、その後、令和5年度の決算案、令和6年度当初予算、国民健康保険事業の財政見通しなどを議題としております。ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

1 委員の紹介

事務局	それでは、事項書に従いまして進めさせていただきます。 事項1 委員の皆様をご紹介します。選出区分別の五十音順で紹介いたします。 被保険者を代表する委員といたしまして、久居地域から大倉康義委員、津地域から奥野幸司委員、草深泰幸委員、旧安芸地域から鈴木桂子委員、旧一志地域から中西一代委員。 保険医又は保険薬剤師を代表する委員といたしまして、公益社団法人久居一志地区医師会から奥野利幸委員、公益社団法人津歯科医師会から花井博祥委員、公益社団法人津地区医師会から日沖明子委員、一般社団法人津薬剤師会から村阪敏規委員、公益社団法人津地
-----	---

	区医師会から渡部泰和委員。 公益を代表する委員といたしまして、社会福祉法人津市社会福祉協議会から石川博之委員、津市民生委員児童委員連合会から奥田正洋委員、津商工会議所から葛西豊一委員、公益社団法人津市シルバー人材センターから河合紀子委員、津安芸農業協同組合から水谷隆委員。 被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、三重交通健康保険組合から小野利幸委員、公立学校共済組合三重支部から坂口浩二委員、全国健康保険協会三重支部から内藤誠委員、本日所用により、御欠席です。 津市国民健康保険条例第2条に基づく委員の定数に定めるところにより、18名の委員で構成されております。 任期につきましては、国民健康保険法施行令第4条により3年で、令和9年7月19日までとなります。どうぞ、よろしくお願いいたします。 本日の出席者数は、17名でございます。津市国民健康保険条例第2条に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項の規定を満たしておりますことをご報告します。
--	---

2 会長及び会長職務代行者の選出

事務局	続きまして、事項2 会長及び会長職務代行者の選挙でございます。国民健康保険法施行令第5条の規定に基づき、協議会の会長につきましては、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。」こととなっておりますが、どのようにさせていただくのがよろしいでしょうか。
委員 事務局	事務局のお考えはいかがですか。 事務局の考えは、とのご意見がございました。事務局といたしましては、各委員の皆様の御理解が得られますならば、会長には、津安芸農業協同組合代表理事組合長でいらっしゃいます水谷委員に、会長職務代行者には、津市民生委員児童委員連合会副会長でいらっしゃいます奥田委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。 【異議なし】 異議なしという声をいただきましたので、会長には水谷委員、会長

議 長	職務代行者には奥田委員、よろしくお願いいたします。 それでは、以後の会議の進行につきましては、津市国民健康保険条例施行規則第4条の4の規定により、会長が議長となりますことから、恐れ入りますが、水谷会長、会長席へ移動し、御着席をお願いいたします。 それでは、会長より一言ごあいさつをお願いいたします。 改めまして、JA 津安芸の水谷でございます。よろしくお願いいたします。
事 務 局	国民健康保険の運営に関する重要な事項をご審議いただく会議の進行役ということで、重要な役割をいただき大変緊張をしておりますが、どうか、皆さま方のお力添えをいただきまして、無事に進行役を務めさせていただきたい、そして貴重な会議にさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
委 員	ありがとうございます。次に、会長職務代行者の奥田委員より、ご挨拶をよろしくお願いいたします。
事 務 局	先ほど皆様にご承認いただきました津市民生委員児童委員連合会の奥田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございます。それでは、会長、以後の会議の進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

議事 1 令和5年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について

「令和5年度津市国民健康保険事業特別会計決算(案)」

(1) 歳入

決算額は千円単位としております。令和5年度の主なものといたしまして、まず、国民健康保険料は、49億7,100万6千円で、前年度と比較しますと、2億7,516万1千円、5.2%の減となりました。これは、団塊の世代の方が後期高齢者医療保険制度に移行することなどによる国民健康保険被保険者数の減少によるものと考えております。

使用料及び手数料は、98万9千円で、前年度と比較すると125万7千円、56.0%の減となりました。これは、令和5年4月以降に賦課した保険料について、従来督促状発送後の納付に対して生じていた督促手数料の廃止に伴い減額となったものです。

次に、国庫支出金は、50万9千円で、前年度と比較すると42万3千円、491.9%の増となりました。主な理由といたしましては、令和5年4月より出産育児一時金の引上げに伴い交付された出産育児一時金臨時補助金が設けられたことによるものです。

次に、県支出金は、183 億 6,872 万円で、前年度と比較すると 2 億 384 万 6 千円、1.1%の減となりました。その内訳としましては、保険給付費を賄うための普通交付金 179 億 2,287 万 4 千円と、保険者努力支援制度などの特別交付金 4 億 4,584 万 6 千円でございます。

次に、繰入金は、18 億 5,827 万 3 千円で、前年度と比較すると 4,419 万 8 千円、2.3%の減となりました。この一般会計繰入金は、国が示した一定のルールに基づく法定内繰入金といたしまして、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金があり、令和 5 年度からは、産前産後の被保険者の保険料の減額制度が創設されたことによる「減額した保険料」への補てんとして、「産前産後保険料繰入金」が追加されました。また、その他（直診勘定）繰入金として、過疎地の医療対策として美杉町竹原及び美杉町奥津にある直営診療施設に対する財政援助となる繰入金がございます。

次に、繰越金は、1 億 8,049 万 9 千円でございます。これは、令和 4 年度における歳入歳出差引額で、昨年度基金へ 4 億 7,868 万 3 千円を積立てした後の剰余金で、令和 5 年度への繰り越しでございます。

次に、諸収入は、6,831 万 8 千円で、保険料の延滞金や返納金などでございます。

以上、歳入合計は、254 億 4,852 万 2 千円となり、前年度と比べて 3 億 8,268 万 9 千円、1.5%の減でございます。

（２）歳出

令和 5 年度決算額の主なものといたしまして、まず、保険給付費は、179 億 8,578 万 1 千円で、前年度と比べて 9,435 万 9 千円、0.5%の減となりました。支出の主なものは、医療費のうち保険者が負担する約 7 割分の療養給付費のほか、高額療養費、出産育児一時金などの出産育児諸費、葬祭費などで、減額の要因といたしましては、保険料収入の減額と同様に国民健康保険被保険者数の減少によるものと考えております。

次に、国民健康保険事業費納付金等は、66 億 4,825 万円で、前年度と比べて 3 億 726 万 3 千円、4.8%の増となりました。これは国保広域化後の制度として、前年度の医療費の実績や被保険者の状況、交付金の精算状況、国から示される診療報酬等の指数等から県が算出し、県が市町に支払う医療費のための普通交付金の財源となるもので、増額の要因としまして、令和 4 年度納付金算定においてはコロナ禍のなか納付金額を抑える観点から約 3 億 3,300 万円の決算剰余金が活用されておりましたが、令和 5 年度の納付金の算定においては、そのような特殊な事情による決算剰余金の活用が行われなかったことなどによるものです。

次に、保健事業費は、特定健康診査・特定保健指導事業にかかる経費や、各種がん検診等にかかる自己負担金の助成などの経費 2 億 3,490 万 7 千円で、前年度と比べて 1,015 万 7 千円、4.1%の減でございます。減額の要因といたしま

しては、被保険者数の減少による特定健康診査対象者数の減、各種保健指導対象者の減によるものと考えております。

次に、基金積立金は、5万9千円となりました。これにつきましては、歳入の財産収入で計上しております「運営基金の利子」を積み立てしたものでございます。

続いて、諸支出金は、国や県への返還金及び保険料還付金等で、1億8,172万5千円、前年度と比べて4,047万1千円、28.7%の増でございます。主な要因は、令和4年度に受けた普通交付金の交付額確定による返還金、その前の年度の返還額より4,635万8千円増となったことなどによるものです。

以上、歳出合計は、254億1,008万9千円となり、前年度と比べて2億4,062万3千円、0.9%の減となりました。

これらの結果、歳入歳出差引額は、3,843万3千円の黒字となりました。歳入歳出には基金積立金や前年度繰越金が含まれていますので、単年度の実質の収支を考えますと、これに基金積立金の5万9千円を加え、一方で前年度からの繰越金1億8,049万9千円を差し引きしますと、単年度収支は、1億4,200万7千円の赤字となるものでございます。

「国民健康保険事業の概要」

（１）世帯数及び被保険者数

団塊の世代の方の後期高齢者医療保険への移行（75歳到達）、少子高齢化、退職年齢の延長に加え、短時間労働者に対する健康保険の適用拡大などから、国保の被保険者数は年々減少しております。

（２）保険料収納額及び一人当たり調定額

被保険者数の減少から、保険料調定額、収納額はともに年々減少しており、令和5年度の現年度調定額は、前年度と比べて約2億9,500万円、収納額は約2億7,700万円、それぞれ減少しております。

一方、保険料収納率ですが、令和5年度の現年度分の収納率は、93.60%となりました。令和4年度と比較して、0.02ポイント減となりましたが、市町村合併後の最高値であった令和3年度とほぼ同等の水準を保っているものと考えております。引き続き、電話による納付催告や差押えなどの滞納整理を行い、さらなる収納率の向上を目指してまいります。

（３）保険給付費及び一人当たり給付額

令和5年度の保険給付費は、令和4年度に比べ、9,400万円、0.5%の減となっております。減額の要因は、被保険者数の減によるものと考えておりますが、一方で、一人当たりの保険給付の額は、高齢化や医療の高度化等を背景に増加傾向となっておりますことから、保険給付費の減少割合は、保険料の現年度調定額の減少率（5.6%）に比べて小さくなっております。

（４）県補助金

令和５年度は、普通交付金が前年度と比較して、約１億４,２００万円の減となっておりますが、これは、歳出の保険給付費と連動していることによるものでございます。

（５）繰入金及び（６）国保会計決算

平成２８年度まで基金残高はありませんでしたが、同年度に保険料率の増額改定を行ったことで、平成２９年度には基金に約４億７,５００万円の積み立てを行いました。その後、記載のとおり推移してきております。なお、令和５年度末の基金残高は、約２１億８,２００万円となっております。

（７）特定健診・特定保健指導 受診率の推移

令和５年度の実績はまだ確定しておりませんが、受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えからの反動もあり、前年度に対し、令和５年度はやや向上する見込みでございます。しかし、平成３０年３月に策定した、平成３０年度から令和５年度までの６か年計画である「津市第２期国民健康保険保健事業実施計画」及び「津市第３期国民健康保険特定健康診査等実施計画」に掲げた目標値には届いていない状況にありますので、今後も受診率の向上にしっかりと取り組んでまいります。

「令和５年度の主な状況と取組」

（１）令和５年度の主な改正状況等

１点目は、出産した被保険者等の保険料の減額については、国民健康保険法施行令が改正され、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取り組みとして、国保制度において出産する被保険者に係る出産月の前月から出産月の翌々月までの４か月間（多胎妊娠の場合は６か月間）の被保険者均等割額及び所得割額を免除し、その免除相当額を公費で補填する制度が創設されました。

２点目は、国民健康保険料の賦課限度額の改定でございます。

国民健康保険法施行令が改正され、同令に規定する保険料の賦課に関する基準において、後期高齢者支援金賦課限度額が引き上げられたことから、津市国民健康保険条例の一部を改正し、当該限度額を令和５年度の２２万円から２万円増額し、令和６年度からは２４万円としたものです。

（２）令和５年度の国民健康保険料（税）収納状況等

令和５年度の現年度分は９３．６０％でありました。

特別滞納整理推進室との取組でございますが、推進室との連携により、市税と国民健康保険料等の公金に対する滞納整理を一元化し、効率的効果的な公金収納に取り組んでいます。推進室に、国保料滞納整理の困難案件を移管して対応しています。

(3) 特定健康診査等の受診率等の向上の主な取組

受診率向上のための対策として、

- ・ 特定健診受診券追加発行者のうち、65 歳から 69 歳までの今年度健診未受診者に対する電話勧奨
- ・ モデル地区の特定健診受診券初回発行者のうち、65 歳から 70 歳及び 75 歳到達者を中心に、訪問による勧奨
- ・ モデル地区の自治会や医療機関等へ、啓発協力を依頼
- ・ ハガキによる受診勧奨 などの取り組みを行いました。

特定保健指導につきましては、実施率向上のための対策として、

- ・ 個別通知をしても回答のない対象者への電話や再通知等による利用勧奨の実施
- ・ ICT を用いた遠隔保健指導の実施
- ・ 健康測定会での実施
- ・ 訪問による実施 などの取り組みを行いました。

○意見、質疑応答等

(委員)

①歳入決算について、出産育児一時金臨時補助金という名目があるが、令和 4 年度・3 年度はないが令和 5 年度から始まった経過、制度をわかる範囲で教えて欲しい。

②歳入決算について、国民健康保険料は令和 4 年度が約 52 億円、令和 5 年度が約 49 億円、参考に令和 3 年度は約 54 億円だった。3 %、5 %と減少している。先ほども団塊の世代の後期高齢者化等の説明があったが、今後、どのような予測を事務局はしているのか。

③特定健診、特定保健指導について、特定健診については受診率が約 40%と低いながらも頑張っているが、特定保健指導の終了率については昨年度も答弁があったが、10%前後と数値が上がってこないが、どうしていくのか。

④収納状況について、現年度の説明は受けたが、滞納繰越分の収納率が約 24%と低く、不納欠損額が多い。一億円を超える不納欠損額は時効のようなものなので、その分、一般会計から繰出せば、市民に迷惑をかけることになる。昨年度に比べ滞納繰越分の収納率は約 2 %上がっているがもう少し数字を上げてほしいのと、低いながらもなぜ上がったのか、どういう分析をしているのか。

(事務局)

①令和 5 年 4 月から出産育児一時金が 42 万円から 50 万円に増額になったことに伴って、国から保険者に対して 1 件あたり 5,000 円に調整率を乗じて計算した金額が交付されています。令和 6 年度以降については別の制度に包

括されており、令和5年度限りの交付となります。

②保険料の見通しについては、主なものは団塊の世代の後期高齢者化や、今後は被用者保険の拡大など未確定の要素が多く、このまま退職者や無職者だけの保険となれば国保財政は厳しい状況であり、課題となっています。将来的な推計は難しく、年齢構成ぐらいの推測しかできないと考えています。

③特定保健指導の終了率については、回答のない対象者への電話勧奨、ハガキによる勧奨、健康測定会の会場での実施などで終了率の向上に努めています。

④収納率については滞納繰越分の収納率アップと考えられる要因は、金融機関への預貯金調査が電子的にできるようになり、回答が早くなった分、その後の差し押さえ等がスムーズにできるようになったこと等が考えられます。

(議長)

他に、事務局内で補足はないか。

(事務局)

特定保健指導については、昨年度、委員にご意見をいただき、新たにハガキでの勧奨等を始めたので、来年度、その結果が出るのを待っています。また終了率の高い市町に調査を行い、特定健診の場で特定保健指導はできないか等の検討もしています。

(委員)

保険料については、要はわからないと理解した。短時間労働者が社会保険に入れば、国保加入者は減る。国県の保険料標準化の動きや収納率も含めて、これから(歳入)は5%どころではなく10%、15%近く減るのではないか。津市自体の5年先、10年先も予測しておくべきで、私見でも良いので考えを。

(事務局)

年齢構成に加え、被用者保険拡大の課題も含めて何%とみるか、いつから制度が始まるかを含めて検討します。

(委員)

一般会計にしわ寄せが来る問題、県下統一の動きも含めて研究してほしい。

(事務局)

県下統一の動きについては、今年の3月に方針が出されたので研究しながら先を見ていきます。

(委員)

出産育児一時金補助金については、42万円が50万円に上がった際に出てきた話と聞いたが、40万円が42万円に上がった時はどうだったか。

(事務局)

この名前の制度の補助金はなく、令和5年度のみです。

(委員)

特定保健指導については、さらに数字が上がるように、市民の健康を守るためにもよろしくをお願いしたい。

収納率については約2%の上昇を褒めたわけではない。過年度は現年度に比べ難しいことはわかるが、収納率アップに向けた手立てを頑張っていたきたい。

(議長)

特定保健指導については、来年数字上がると見込んでいるのか。(はい)

滞納については、農協、農家の立場からは文句が出ている。多い方は106万円から払っている。どういう人が滞納をしているのか。税金は厳しく取っているが保険料はどうなのか。厳しくしないと払わないという人が出てくる。不満な人が多いと思う。

(事務局)

滞納整理については、税金と同様に差し押さえ等の取組をしています。市県民税と違うのは、市民税では非課税世帯というのがありますが、保険料については市民税が非課税であっても軽減後約3万円近くがかかっています。そういう方はなかなか差し押さえが難しく、税より収納率が下がる要因と考えています。

(議長)

要は保険料が安ければ良いのではないか。努力して保険料を上げないでほしいというのが私からの要望です。

(事務局)

払い損にならないように努力いたします。

議事2 令和6年度津市国民健康保険事業特別会計予算について

「令和6年度津市国民健康保険事業特別会計当初予算」

(1) 歳入

令和6年度当初予算でございますが、国民健康保険料につきましては、保険料収入全体では47億8,855万1千円で、前年度の当初予算額に対しましては2億7,583万3千円、5.4%の減でございます。なお、前年度の決算見込み額に対しましては1億8,245万5千円、3.7%の減でございます。

次に、県支出金は、192億1,745万4千円で、前年度に比べ3億4,335万1千円、1.8%の減でございます。

次に、繰入金は23億515万9千円で、前年度に比べ3億8,218万1千円、19.9%の増となっており、主な要因としては、基金からの繰入金5億9,230万8千円の計上でございます。

以上、歳入総額は263億9,077万8千円としています。

(2) 歳出

医療にかかる費用でございますが、保険給付費は、189 億 5,455 万 7 千円で、前年度と比べ 2 億 7,806 万円、1.4%の減でございます。この費用は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭費、傷病手当金を除いて、県により賄われるものでございます。

次に、国民健康保険事業費納付金は、67 億 1,886 万 2 千円で、前年度と比べ 7,061 万円、1.1%の増でございます。

次に、保健事業費は、2 億 8,298 万 4 千円で、前年度と比べ 519 万 3 千円、1.8%の減でございます。

以上、歳出総額は 263 億 9,077 万 8 千円で、前年度と比べ 2 億 2,944 万 2 千円、0.9%の減でございます。

○意見、質疑応答等

なし

議事 3 国民健康保険事業の財政見通しについて

平成 30 年 4 月から国民健康保険の財政運営が県域化されました。この県域化以降は、被保険者から収納する保険料と国、県から交付される公費等を財源に、県へ納付金を支払い、県からは、療養に要した費用等が全額交付されることとなりました。

このような県域化により、県が新たに財政運営に加わり 6 年が経過しましたが、現在のところ大きな問題もなく、財政運営ができていると考えております。

「今後の財政見通しについて」

(1) 保険料

保険料につきましては、令和 7 年までに団塊の世代が後期高齢者になる中で、被保険者数が減少し、これに伴って保険料収入は減少することが見込まれます。

(2) 医療費

医療技術の高度化や被保険者の高齢化により、一人当たり医療費は、増加傾向にあります。本市の場合、他市町よりも、医療機関数、病床数が多く、高齢化率も高いので、医療費が嵩む傾向にあります。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診控えと考えられる傾向が見られましたが、令和 3 年度は反動と考えられる傾向が見られ、令和 4 年度以降においても増加しており、前年度対比で約 20,000 円増を見込んでいます。

(3) 納付金

令和 6 年度の納付金は、令和 6 年度の保険給付費等を、年度ごとに変わる医療

費や被保険者数の増減をこれまでの伸び率等をもとに推計し、厚生労働省から示された数値等を盛り込み、県において算定します。

具体的には、推計した保険給付費等総額の支払いに必要となる額から、国や県からの交付金等の収入を控除し、最終的に納付金が算定されます。

県においては、医療の高度化等により 1 人当たり医療費が増加するものの、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険者が県全体で前年に比べて 7.39%減少することを見込んでいることが大きく影響し、令和 6 年度の国民健康保険事業に係る保険給付費は対前年比で 1.4%の減少を見込んでいますが、令和 5 年度の納付金算定時に行われた決算余剰金等の活用による納付金の減額が行われなかったこともあり、前年度に比べて約 7,100 万円（1.1%）の増となったものです。

なお、令和 7 年度の納付金算定につきましては、8 月の時点では困難な状況です。

（４）国民健康保険事業運営基金

令和 5 年度末時点での基金残高は、約 21 億 8,200 万円となっており、ほぼ昨年度末から横ばいとなっています。また、令和 6 年度当初予算では、不足分の約 5 億 9,200 万円の基金を取り崩し、繰入金として計上しており、令和 7 年度以降も取り崩しが見込まれます。

（５）単年度収支の状況

単年度収支の状況についてですが、平成 27 年度までの赤字運営であった国保会計の状況を受けまして、平成 28 年度に行った保険料の料率改定や薬価の減額改定等により、平成 28 年度は単年度収支が黒字となりました。

平成 29 年度も引き続き黒字となりましたが、その額は縮小し、平成 30 年度及び令和元年度には再び単年度収支が赤字となり、財政運営の悪化が懸念されました。

その後、令和 2 年度から令和 4 年度は、再び黒字に転換し、歳入歳出差引額に前年度繰越金及び基金積立金を考慮すると、令和 2 年度では約 3 億 7,700 万円、令和 3 年度では約 3 億 900 万円、令和 4 年度では約 6 億 800 万円の黒字となりました。

一方で、令和 5 年度では、約 1 億 4,200 万円の赤字となりました。これは、医療技術の高度化や被保険者の高齢化に伴う一人当たりの医療費の増加、被保険者の減少に伴う保険料収入の減少が主な要因と考えています。

なお、単年度収支の黒字となった令和 2 年度から 4 年度の 3 か年については、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関等への受診控えの傾向があったことや、県に収める納付金の金額が減少したことが主な要因と考えています。

令和 6 年度は、当初予算に、6 月補正予算で計上した制度改正に伴う国民健康保険のシステム改修費及びそれに伴う国庫支出金の増額と、令和 5 年度からの

繰越金約 3,800 万円と国県支出金等返還金約 9,500 万円（令和 5 年度の国県補助金のうち令和 6 年度に返還する見込み）などを加味すると、表の一番下の単年度収支は約 6 億 8,700 万円の赤字となる見込みでございます。

「国・県の動向について」

（１）保険料水準の統一に向けて

国は、保険料水準の統一に向けた取り組みを進めることで、都道府県単位での安定的な財政運営を確保するために、法改正を行い、令和 6 年 4 月から「保険料水準の平準化に関する事項」、「国民健康保険事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項とされました。

三重県においても、令和 6 年 3 月に「第 2 期三重県国民健康保険運営方針」が策定され、この方針において、被保険者の負担の公平性から、将来的には県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険料も同じであることを目指すものとし、そのために、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を図るとともに、健康づくりの推進や医療費適正化、保険料収納率向上等の取り組みを進めることとされています。さらに、統一の基本方針として「完全統一」を目指していくものの、各市町の事情等によって格差が生じている点や、取り組みを加速させる上では適切なゴール設定も重要と考え、まずは緩やかな統一を目指していくことを示しました。具体的には、標準保険料率の統一を目安とし、第 2 期運営方針の対象期間である令和 11 年度までに、一定の幅を設けた上で標準保険料率へ統一を行うこととされました。ただし、達成時期については、急激な保険料上昇を緩和する観点から、一定の場合に限り 3 か年後ろ倒しし、保険料の上昇幅を抑制するといった例外規定が設けられています。

標準保険料率への統一のため、保険料算定方式の統一も必要であり、三重県の標準保険料率の算定方式である所得割・均等割・平等割からなる 3 方式に一致させる必要があり、現状、資産割を含む 4 方式を採用している市町においては、令和 11 年度までに、3 方式に変更していくこととされています。

（２）子ども・子育て支援金制度の創設

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が、令和 6 年 6 月 12 日に公布されました。

改正の趣旨は、令和 5 年 12 月に閣議決定された、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化などを行うため、子ども・子育て支援特別会計を創設するとされました。

これにより、国は児童手当等に必要な費用に充てるため、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に、子ども・子育て支援金を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等にお

ける低所得者軽減措置等を定め、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定めるとされました。このため、本市国民健康保険においても、来年度には、子ども・子育て支援金の賦課の準備を進める必要があります。

○意見、質疑応答等

(委員)

タイトルに「財政見通し」とあるなら、今までのことばかりではなく、これからどうなるということを教えてほしい。3年先、5年先の内容が薄い。国保会計の財政見通しが令和7年度だけではわからない。基金が5%ずつ減っていくのであれば、(枯渇は)目に見えている。どう見据えるか、どう見通すか、敲き案としてわからないなりに言ってもらわないと、審議をする意味がない。

(事務局)

見通しは難しいが、状況を踏まえて次回以降は先々が見えるように提示させていただきます。

(委員)

予測しづらいかもしれないが、基金の動きを教えて欲しい。

(議長)

今すぐは難しいと思うが、ここで議論できるような具体的な案を出していただきたい。

保険料の統一化は令和11年度が目途となっているが、確実に11年度までに保険料が上がるという見込みなのか。現場としては大変だと思うし、厳しい財政状況は理解するが、そこで国や県や市がどう補填をしていくのかが一切出てこないが、覚悟をしておくようにと言っているのか。それに対して我々がもっとしっかりするように意見を出したらよいのか。公平感を作るために上がるということなのか。

(事務局)

国・県の流れは小さい保険者の運営が困難なことが前提にあり、県単位で同一に運営していくという方針が出されています。三重県もいきなり完全統一するのではなく、標準保険料率を設定して、令和11年度を目指して統一していく、県域化によって保険者の財政基盤を高める取組をしています。将来的に被保険者が無職者や年金受給者だけになると脆弱化して支えられなくなる、国民皆保険を支える国民健康保険の運営がどうあるべきか、全国市長会などを通じて要望をあげています。

(議長)

どう守るべきかという中で、国から予算を注入するという話の一つもない。県域化や標準化の話もそういう話があれば納得できるが、その文言がないので、苦しい人達を支えるために、ちょっと余裕のある人に負担を強いるような解釈か。

(事務局)

今、県内でバラバラの保険料を統一していくために、安いところは急激に上がる可能性があるので、どういった段階を踏んでいくかを説明しています。

(委員)

県下統一は令和 11 年度以降の話で、それまでは津市の国保会計なら 11 年度までに検討すべきでは。

(事務局)

県が統一を目指しているのは令和 11 年度であるので、それまでに保険料の見込みを踏まえながら、基金の残高を見ながら検討していくべきと考えています。子ども子育て支援金も含めて、またお話ししたいと思います。

(委員)

保険料を統一した場合、津市としては上がるのか、下がるのか。

(事務局)

令和 11 年度の統一は、平均すると毎年一人当たり医療費が伸びているので、推計どおりであれば令和 11 年度は三重県として上がると予測しています。今の津市よりは高くなる、県内どこの市町も今よりは高くなる想定していますが、県でないとその計算ができないので、市町でその金額まではわかりません。

(委員)

県下統一の場合でも、今の状態で各市町の保険者が財政努力することによって、全体的な保険料を抑えることは可能か。

(事務局)

一般論として収納率向上による歳入確保、保健事業推進による給付抑制等だが、県内市町が努力をしてはいるが、一人当たりの医療費は上がり続けているので努力してどこまで下がるというのは難しいと考えます。推計化するとどこも上がると考えています。

(委員)

子ども子育て支援制度創設の話は保険料の増につながるのか。額はいくらか。

(事務局)

国民健康保険に限った話ではなく、後期高齢者医療保険にしても被用者保険にしても、子どもの政策に使うために保険料の制度を使って徴収することが国で決められました。生活保護受給者のように医療保険に入っていない方を除いて、すべての方の保険料は上がることになっています。

令和 8 年度は全国で 6 千億円、9 年度は 8 千億円、10 年度は 1 兆円、段階

的に徴収すると聞いています。

国民健康保険については、一人当たりの平均で国が示しているものとして、令和8年度は250円上がり、9年度は300円、10年度は400円と試算しています。これらは所得に応じて決まるのであくまで平均値です。

(委員)

徴収するのは医療保険からだけなのか。

(事務局)

国は歳出抑制や、賃上げで負担感を下げると言っていますが、実際の負担は医療保険から徴収をすることになります。来年以降の運営協議会では、その議論をしていただくことになると思います。

議事4 その他

(事務局)

議事としてはございませんが、次回の会議は2月頃を予定しております。

閉会（議長）

本日の議題はすべて終了いたしました。これを持ちまして令和6年度第1回津市国民健康保険運営協議会を終了します。本日はありがとうございました。